

《令和8年度版》

交野市まちづくり市民提案型事業補助金

追加募集案内

この事業は、自分たちの力で、地域の課題を解決し、地域の活力を生み出そうとする市民団体や自治会等を応援する事業です。

皆さんの日ごろの思いや、アイデアを活かしたまちづくりを仲間と一緒にチャレンジしてみませんか。

応募をお待ちしております。

交野市
地域振興課

■制度の目的

市民団体等が、市と対等な関係のもと、それぞれの特性を生かしながら地域課題を解決するために自主的に取組む交野市まちづくり市民提案型事業に対し、予算の範囲内で事業の経費の一部を補助することにより、多様な公共サービスの提供を推進することを目的とします。

■補助の対象となる団体

【補助対象団体】

次の①～④を満たす市民団体等（市民活動団体や自治会等）が対象となります。

- ① 市内に主たる活動拠点（NPO法人の場合は登記地が市内に限る。）があること。
- ② 原則、1年以上継続して活動されていること。
- ③ 構成員が5名以上で、かつ2名以上が市内に在住している者であること。
- ④ 市民団体等の定款又は会則等を設けていること。

《対象外団 thể例》

- 自治会を総括する地区・市の他の補助制度により、補助金の適用を受けている団体
- 政治、宗教又は営利を目的とした団体
- 多様な団体から組織される実行委員会や上部組織等
- その他、活動内容等から補助対象として不適当と認められる団体

■補助の対象となる事業

【補助対象事業】

次の①と②に当てはまる事業が対象となります。

- ① 自主的に取組まれ、継続的に実施される事業
- ② 交付決定日～令和9年3月31日の間に完了する事業

《対象外事業》

- 特定の個人や市民団体等のみが利益を受ける事業。ただし、補助金の交付を受けようとする市民団体等が自治会等であり、その地域の住民全体に利益が還元される事業と認められる場合は、この限りではありません。
- 地域住民の交流会、その他の親睦会的な事業
- 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- これまで補助対象事業として採決された事業
 - ※原則新たに取組む事業が対象となりますが、これまで行っている取組みを発展させ、ステップアップさせる取組みも対象となる場合があります。
- 今年度、すでに事業着手している事業
 - （例）イベント実施は11月だが、すでに周知用チラシの支払いをしている

【対象事業 例】

1. 食の安全活動（実施団体：◎◎会）

地産地消を進めるため、地元で収穫される産物を利用し、安全で美味しい料理を食べ歩く取組を行います。また、子ども達に地域の伝統料理を教える料理教室も行います。

2. 環境保全活動（実施団体：△△会）

地域の身近にある河川の環境保全活動を通じ、環境問題を解決していこうと行動しています。川の浄化対策を積極的に進め、子どもの遊び場を提供し、将来的には環境保護と青少年健全育成を両立させていく考えです。

■補助金の種類と限度額

補助金は、1団体当たり補助対象経費の50%以内に要する額とし、1事業につき200千円を限度とします。

【補助対象経費】原則次のものとします。

費目	内 容（例）
報償費	講師謝礼（団体等の構成員に対するものは除く）
旅費	事業実施に必要な交通費
需用費	消耗品費（用紙、封筒、文具類、材料費等）、光熱水費 印刷製本費（ポスター、看板、記録用写真代等）
役務費	通信運搬に係る経費（郵便料等）、広告料、保険料
備品購入費	事業実施に必要な機器、機材等の購入費 ※ただし、補助対象経費の4分の1以内の備品に限る。
使用料及び賃借料	機器類等のリース費、会場等の使用料等、家賃

《対象外経費》

- 市民活動団体等の事務所等を維持するための費用
- 市民活動団体等の経常的な活動に要する費用
- 市民活動団体等の構成員に対する人件費、飲食費、謝礼等の費用
- その他市長が必要と認めない費用

■審査の流れ

【1次審査】書類審査

下記の期間中に申請してください。

申請期間終了後、1次審査の結果をメールにてご連絡します。

■ 申請期間：令和8年8月3日（月）～8月21日（金）※正午まで

■ 申請方法：①メール（sinkou@city.katano.osaka.jp）

②窓口持参 ※平日9～17時

〒576-0052 交野市私部2-29-1 青年の家1階

■ 申請書類

① 交野市まちづくり市民提案型事業補助金申請書 【様式第1号】

② 交野市まちづくり市民提案型事業提案書（計画書）【別紙1】

③ 収支予算計画書【別紙2】

④ 市民団体等の概要がわかる書類（定款または会則等）【任意の様式】

⑤ 市民団体等の名簿（構成員数が5名以上で、かつ2名以上が市内に在住していることがわかるもの）【任意の様式】

⑥ その他補助金の交付に関し、参考となる書類

※書類提出後、内容の確認のため担当職員からご連絡する場合がございます。

■ 申請書入手方法

① 市ホームページ（右QRコード参照）よりダウンロード

② 交野市地域振興部地域振興課（交野市立青年の家1階）にて入手



【2次審査】プレゼンテーション発表による選考

1次審査を通過した団体は、選考会議にて選考委員の前でプレゼンテーションを行っていただきます。選考会議終了後、選考結果を書面及びメールで通知します。

■ 選考会議

日時：令和8年9月14日（月）13時～17時

※終了時間は団体数によって変更する場合がございます。発表順については、

選考会議に参加する団体が決定した後にご連絡いたします

場所：交野市立青年の家1階 展示室

■ 当日資料について

選考委員へ配布する資料は、1次審査を通過した申請書類となります。

プレゼンテーションでは、スクリーンをご使用いただけます。

パワーポイント資料等がある場合は、9月10日（木）17時までに、地域振興課へデータをメール提出、または、窓口へUSBを持参してください。

当日は、市が準備したパソコンを団体にて操作していただきます。

■ 補助事業の実施期間

補助金交付決定日から令和9年3月末日まで

※今年度、すでに事業着手している事業は対象外となります。

■ 審査と交付までの流れ

1. 1次審査後、2次審査の交野市まちづくり市民提案型事業選考会議にてプレゼンテーション及び申請書類等を基に、補助対象事業を決定します。
2. 交付（不交付）決定通知は、各申請団体に郵送にて送付されます。また、交付決定となった事業、団体及び補助金額については、市ホームページで公表します。

※ 事業終了後は実績報告書を提出する必要があります。

■スケジュール

1. 申請書類の提出 【8/3（月）～8/21（金）正午 締切】

申請書類はp.3「【1次審査】書類審査」をご参照ください。

2. 1次審査（書類審査）の結果連絡【8/24（月）～8/28（金）を予定】

審査結果はメールにてご連絡します。

3. 2次審査 選考会議での審査【9/14（月）】

1次審査を通過した申請書類及びプレゼンテーション発表による審査

スクリーンを使用する団体は、パワーポイント資料等を9/10（木）17時までにデータをメール提出、または窓口にUSBを持参してください。

4. 選考結果通知：交付（不交付）決定通知 【9月中旬から下旬を予定】

審査内容をもとに決定し、書面及びメールにて通知します。

5. 事業の実施【交付決定日から令和9年3月31日まで】

この補助制度では事業終了前に補助金を概算払いすることができますが、事業終了後に確定した補助金額に応じて精算する必要があります。

6. 実績報告書の提出 【事業終了後、1か月以内】

実績報告書・収支決算書・領収書の写し・事業の写真やチラシ等を提出

7. 交付請求書の提出・補助金の交付【実績報告書提出後】

確定した補助金額を交付します。

事業終了前に補助金を概算払いした場合は、確定した補助金額に応じて精算を行います。

Q&A 集

■補助対象団体に関するもの

Q 地域の子ども会で地域課題を解決しようと考えていますが、対象団体となりますか？

A 子ども会の上部組織は不可ですが、地域（校区）の子ども会であり、補助対象条件を備えている場合は提案可能です。ただし、子ども会だけに利益が還元される提案や、既に地区から支援金、補助金等で実施している内容の付け替えは不可です。

Q 様々な団体で組織される実行委員会形式での提案は可能ですか？

A 単一の市民活動団体等を想定していますので、その連合体である実行委員会等は対象になりません。

Q 現在、地域課題があり、それを解決するために任意の組織化を図ろうと考えていますが、その組織での提案は可能ですか？

A 活動組織は、原則 1 年以上の活動期間が必要であるため提案はできません。

Q 自治会組織で提案しようと考えていますが、自治会の規模は何世帯から可能ですか。

A 自治会の世帯数を規定するものではありません。しかし、その地域課題に限られた世帯のみに限定されるものであれば、提案があったとしても、より地域課題の範囲が広く、地域住民全体に利益が還元される提案の方が、審査の段階で順位が高くなると想定されますので、よく検討して提案して下さい。

Q ○○会が発足して 3 年経ちますが、現在まで会則、役員等は定めず活動してきました。今回の事業提案に伴い、会則・役員等を定めて申請を行いたいと考えていますが、申請は可能ですか。

A 会則・役員等を定めた場合は申請可能です。ただし、これまでの活動実績等が確認できる書類を提出のうえ説明してもらうこととなります。

Q 本事業を活用して地域課題を解決しようとしていますが、同地域内に提案しようとしている事業を行っている団体があります。その団体とは別に新たに組織を立ち上げ事業提案しようと考えておりますが提案できますか？

A 1 年以上活動している市民団体等でないため、原則として提案できません。なお、新たな事業の提案を原則としていますが、その類似事業をより発展させた提案事業であり、1 年以上の活動実績がある場合は提案が可能です。

Q 民間企業、一般社団法人は補助対象団体になりますか？

A 上記団体等、営利が発生する団体は対象外団体となります。なお、法人税法第 2 条に定める非営利型法人は対象となります。詳しくはお問い合わせください。

■補助対象事業に関するもの

Q どういった事業が対象ですか？

A 市として、あらかじめ一定の具体的な形を考えているものではありません。本事業は、市の視点がない、市民団体等の発想により、地域の課題解決に役立つ取組をご提案いただきたいと考えています。ただし、団体の既存事業の財源不足を補うかたちでの活用は本制度の対象事業として想定している内容とは異なります。

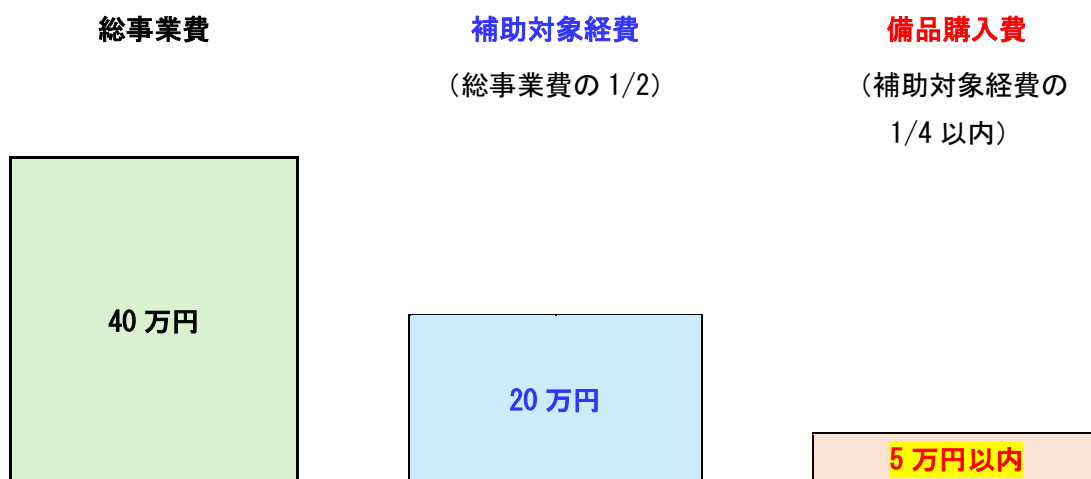
Q 地域課題が公共施設等（用地、水路、その他）で起こっており、市民団体等の自主的な活動により解決を図るため、提案しようと考えていますが、その公共施設等の所管課と協議する必要はありますか？

A 公共施設等の所管課に対して、事業提案する旨を説明し、事前に協議を行う必要があります。ただし、協議した場合であっても必ずしも事業が採択されるわけではありません。

■補助対象経費に関するもの

- Q p.2 補助対象経費一覧表の「備品購入費」について、「補助対象経費の4分の1以内」とはどういうことですか？
- A 下記図例の場合、補助対象経費が20万円に対し、備品購入費の総額は5万円以内となります。
- ・複数の備品を購入→合計金額が5万円以内
 - ・1つの備品を購入→1商品あたり5万円以内

(例)



- Q 補助対象経費20万円の場合、備品購入費として補助対象となるのは5万円までです。7万円の備品を購入する場合、超過分の2万円を団体が自己負担すれば購入できますか。
- A 購入できません。
- 購入価格が5万円を超える備品は、5万円までが補助対象となるのではなく、その備品全体が補助対象外となります。
- このため、7万円の備品を購入する場合は、7万円全額を団体の自己負担（自主財源）で購入していただくことになります。
- Q 事業を行うにあたり、来場者への景品等として、商品券や宝くじ等を購入したいと考えていますが、補助対象経費となりますか？
- A 商品券、宝くじ、ギフトカード等の換金性が高い金券類は、現金と同様に自由度の高い支出となるため、助成金の使用内容の透明性及び適正な管理を確保する観点から補助対象外経費となります。
- なお、補助対象経費外となるだけで、購入自体を禁止するものではありません。

■申請に関すること

Q 申請に必要な計画書の記載方法について教えてください。

A 計画書の記入事例を参考に記載して下さい。

記入例は、インターネット検索で「交野市 まちづくり提案型」と検索し、市民提案型事業ページ内からダウンロードして下さい。

または青年の家1階 地域振興課にてお渡しいたします。

Q 提案事業が採択されました。その後の手続きについて教えてください。

A 市から交付決定通知を受け取った後、事業を開始してください。

自己資金が無い団体におかれましては、概算払請求を行い事前に補助金の請求を行うことも可能です。

■審査に関するもの

Q 提案された事業の審査方法は？

A 個別の事業の性質を踏まえながら、新規性や公益性、継続性等の一定の基準を設け、1次審査（書類審査）、2次審査（選考会議）により選定します。

■審査後の手続きに関すること

Q 事業提案の結果はどのような形で周知されるのですか？

A 可否に関わらず提案者に対しては文書及びメールによって通知します。また、決定された提案事業については、市のホームページに掲載します。

■事業終了後の手続きに関すること

Q 事業が完了しましたが、手続きはどのようにすればよろしいですか？

A 事業終了後、1か月以内に実績報告書等の提出等が必要です。報告は、領収書等の写し（コピー）が必要です。なお、事業報告書の提出があった後、市が補助金の確定を行います。